

平成 29 年 1 月 4 日

各位

株式会社神奈川銀行

投資信託商品ラインナップの追加について

神奈川銀行（頭取 三村智之）では、多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えするため、今般、投資信託の取扱商品を追加しますので、お知らせいたします。中長期的な資産形成にお役立てください。

当行は、今後とも、お客様にご満足いただける商品の充実に努めてまいります。

1. 新たに販売を開始する商品

ファンド名	商品分類	運用会社
野村インド債券ファンド（毎月分配型）	追加型投信／海外／債券	野村アセットマネジメント株式会社
東京海上・円資産バランスファンド （毎月決算型）【愛称：円奏会】	追加型投信／国内／資産 複合	東京海上アセットマネジメント株式会社

※「ファンド名」をクリックすると商品概要のページへ移動します。

2. 取扱開始日

平成 29 年 1 月 4 日（水）

以 上

投資信託のご注意事項については、次項をご覧ください。

**投資信託に関するご注意事項**

- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当行が取り扱う投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、株式や債券など、値動きのある証券等（外貨建て資産は為替リスクも含みます）に投資するため、基準価額は市場環境等によって変動します。したがって、元本および分配金が保証されている商品ではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当行で販売する投資信託は、個別の商品ごとに販売手数料（最大 3.24%〔税込〕）、保有期間中には信託報酬（最大 2.376%〔税込〕）、および監査費用、有価証券売買委託手数料などその他費用等（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額を示すことができません。）がかかります。また、換金時に信託財産留保額（換金時の基準価額に対して最大 0.5%）がかかる場合があります。詳しくは、各ファンドの「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」をご確認ください。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者（お客さま）に帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産は信託銀行等で分別保管されます。
- 取得の申込みにあたっては当行各店で「投資信託説明書（目論見書）」と「目論見書補完書面」をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

商号等：株式会社 神奈川銀行

登録金融機関 登録番号：関東財務局長（登金）第 55 号

加入協会：日本証券業協会